令和６年４月版

介護支援専門員の資格及び研修の体系（埼玉県）

介護支援専門員になるには

対象者受験資格：
（Ⅰ）国家資格等を取得後、登録してからの業務が ５ 年かつ900日以上ある方

（Ⅱ）施設等において、法により必置とされる相談援助業務に従事した期間が5年かつ900 日以上ある方

※詳しくは受講年度の「試験案内」を御覧ください。

介護支援専門員実務研修受講試験

合格者

介護保険法第 69 条の 2 第 1 項により

介護支援専門員実務研修
89時間
（実習を含む）

研修修了後3か月以内申請

申請必要

研修　介護保険法により、必ず受けなければならない

研修

流れ

登録（介護支援専門員資格登録簿登載）

登録後5年以内申請

介護支援専門員証交付（有効期間5年間）（注1）

介護支援専門員実務従事者等（注2）

実務未従事者

登録後5年経過

介護保険法第 69 条の 7 第 2 項により

再研修
（登録後5年を経過、又は介護支援専門員証失効後に介護支援専門員証を受けようとする者）
54時間

専門研修
【専門研修Ⅰ】
実務経験6か月以上56時間
【専門研修Ⅱ】
実務経験3年以上32時間

専門課程Ⅰ・専門課程Ⅱを受講していない

介護支援専門員証の有効期間を更新する場合

介護支援専門員証の有効期間を更新しない（更新研修を受けない）場合

主任介護支援専門員研修
※介護支援専門員の有効期間満了日までに、証の更新申請が別途必要です
主任介護支援専門員研修の受講要件を満たす

専門研修Ⅰ・Ⅱ修了者

【専門研修Ⅰ・Ⅱ】両方受講88時間
（注3）

同内容同日程

更新研修
（有効期間満了まで1年以内の者）
88時間

介護保険法第 69 条の 8 第 2 項により

更新研修（実務未従事者向け）
（有効期間満了まで1年以内の者）
54時間

介護支援専門員証
失　効
登録は継続するが、介護支援専門員としての勤務ができず、介護支援専門員としての報酬も受けとることができない。

再度、介護支援専門員証の交付を受ける場合（介護支援専門員として実務に従事する場合）

主任介護支援専門員として更新する
（主任介護支援専門員更新研修受講年度フローチャートへ参照）

主任介護支援専門員として更新しない

更新２回目以降
※介護支援専門員証有効期間５年、更新必要です

申請手続

介護支援専門員の有効期間の更新（初回　有効期間5年）

実務従事者

【専門研修Ⅱ】
又は
更新研修
32時間

前回実務未従事者の更新を受け、それから実務従事者等に変わった者

専門研修
Ⅰ・Ⅱ
又は更新研修
88時間

実務未従事者

更新研修
54時間

証の更新を受けない場合

介護支援専門員の有効期間の更新（有効期間5年）

介護支援専門員証の交付・有効期間満了日の確認、
住所・氏名など登録事項の変更に関する問い合わせ
埼玉県福祉部　高齢者福祉課
（住所）〒330-9301　さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話：048-830-3232　ＦＡＸ：048-830-4781
埼玉県ケアマネ情報局　検索

（注1）：介護支援専門員として実務に就くには、有効期間内の介護支援専門員証（顔写真付）の交付を受けていることが必要です。

（注2）：実務従事者とは、介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として就労し、介護（予防）サービス計画書（ケアプラン）作成をしている人を差します（居宅介護支援事業の管理者を含む。）

（注3）：介護支援専門員証の有効期間に専門研修Ⅰ・Ⅱを修了した場合（受講した都道府県は不問）、更新研修88時間コースの全課目が免除されます。
専門研修Ⅰ又は専門研修Ⅱを終了した場合（受講した都道府県は不問）、更新研修から専門研修Ⅰ又は専門研修Ⅱに相当する課目が免除されます。